

通所にかかる交通費を助成します

申請できていない
期間は
ありませんか？



「いつまで申請したか覚えていない」
「対象になるかわからない」
その他、お気軽にお問合せください

福祉的就労をされている障がいのある方の経済的負担を軽くし、働く気持ちを応援するため、施設に通うときの電車賃やバス賃の半額を助成します。(1か月あたり上限5000円)

1. 対象者

長岡京市内に居住する方で、
就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
就労移行支援事業所 へ、電車やバスで通っている方



[対象とならない方]

・他の制度で施設に通う交通費の給付等を受けている方など
(事業所から交通費の補助を受けている、生活保護を受給している等)

2. 助成額

施設通所に要した交通費の半額(上限5000円/月)を助成します。
[交通費の計算のしかた] 合理的な経路及び方法における交通費に基づいて助成額を計算します。

3. 申請時期

[対象年月と申請時期] 通年で通所している場合は、年2回の申請が必要です。

上半期：1月分から6月分(6か月分)の通所交通費分 ⇒ 毎年7、8月に申請


下半期：7月分から12月分(6か月分)の通所交通費分 ⇒ 毎年1、2月に申請

※申請には通所先事業所の証明が必要です。(申請書に事業所確認欄があります。)

※上記の期間以外でも、交通費が発生した月の属する年度の翌年度末までであれば遡って申請できます。

※郵送でも申請できます。

申請書は、この用紙の裏面 またはホームページでダウンロードできます。

長岡京市ホームページから  交通費 助成 で検索できます。

4. 問い合わせ・申請先

長岡京市 障がい福祉課 障がい支援係
〒617 - 8501 長岡京市開田1丁目1番1号
電話:075 - 955 - 9710 FAX:075 - 952 - 0001

手続きの流れ

【本人】申請書を記入



【事業所】証明欄を記載



【本人】市役所に申請書を提出



【市】助成金決定(却下)通知



【市】助成金の支給



市ホームページ
QRコード